

## 衛星地球観測コンソーシアム 幹事会運営要領

2022年9月14日 幹事会承認

衛星地球観測コンソーシアム規約（以下、衛星地球観測コンソーシアムを「本コンソーシアム」といい、地球観測衛星コンソーシアム規約を「規約」という。）第13条に定める幹事会を円滑に運営、実施するため、幹事会における運営要領（以下、「本運営要領」という。）を以下のとおり定める。

（構成員の選出方法及び入退会）

第1条 幹事会設置時における幹事会構成員（以下、「構成員」という。）は、設立総会で選任する。

- 2 幹事会設置期間中における構成員の新規入会については、構成員候補者を幹事会で審議し、総会で承認された場合に入会できる。
- 3 幹事会から退会する場合は、幹事会に届け出をし、会長または副会長の了承を得る。

（幹事会の会長及び副会長）

第2条 幹事会の会長及び副会長は、本コンソーシアムの会長及び副会長がそれぞれ務める。

- 2 幹事会では、会長が議長を、副会長が議長補佐を務めることとし、会長不在時においては、副会長が議長を代行する。

（任期）

第3条 構成員の任期は原則として2年とする。

- 2 任期満了になる場合、再任することができる。再任する場合には、任期満了前に幹事会で審議し、総会で承認する。

（報酬）

第4条 構成員は、いずれも無報酬とする。

(随同出席)

第5条 構成員は、幹事会に自己の所属する組織より指名した者を随同出席させることができる。

(開催方法)

第6条 幹事会は、会長又は副会長が招集することとし、必要に応じて、書面、電子メール等の回付又はオンライン会議による開催とすることができる。

(幹事会の議事)

第7条 幹事会は、コンソーシアムの執行機関として、活動及び運営にかかる必要な事項について、議論を行うとともに、審議・決定する。

2 幹事会は、次の各号について、取りまとめを行う。

- (1) 戦略提言案に関する事
- (2) 産学官連携活動案に関する事
- (3) 総会の議事・開催に関する事

3 幹事会は、次の各号について、審議・決定を行う。

- (1) 規約及び改正案
- (2) 本運営要領の改廃
- (3) コンソーシアム運営に必要な文書の制定及び改廃
- (4) 会長・副会長候補及び構成員候補の選出
- (5) 法人・団体会員及び有識者会員（以下合わせて「会員」という。）の入会承認、会員資格はく奪の決定
- (6) オブザーバ及びアドバイザーの設置
- (7) 分科会及びワーキング・グループの設置及び廃止
- (8) その他、幹事会活動及び運営に関する必要な事項

(幹事会の成立及び決議)

第8条 幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 前条第3項に定める幹事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバ及びアドバイザー)

第9条 幹事会は、規約第5条に基づき、オブザーバの設置を承認する。

2 幹事会は、規約第6条に基づきアドバイザーの設置を承認する。

3 幹事会は、オブザーバ及びアドバイザーを総会、幹事会、その他の会合に出席させることができる。

(分科会及びワーキング・グループの設置)

第10条 幹事会が必要と認める場合、分科会及びワーキング・グループ（以下「WG」という。以下合わせて「分科会等」という。）の設置を指示する他、本コンソーシアムの事務局又は会員からの提案を受けた場合、設置を承認することができる。

2 会員、オブザーバ、アドバイザーであれば区別なく参加可能な議題については、分科会、参加者を限定する必要がある議題については、WG で取り扱うものとする。

(分科会等との情報共有)

第11条 幹事会及び分科会等は、適宜情報共有を行うとともに、幹事会は、分科会等に対し、進捗状況等の報告を求めることができる。

(設置期間)

第12条 幹事会の設置期間は、本コンソーシアムの設置期間に準ずるものとする。

(その他)

第13条 本運営要領に定めのない事項は規約に従うものとする。